サイバーセキュリティの状況とPKIの取組み

2015年4月10日

東京工科大学
手塚　悟
tezuka@stf.teu.ac.jp

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 今後のサイバー空間の安心安全

1．我が国におけるIT戦略の取組み

●政府におけるIT戦略の取組み

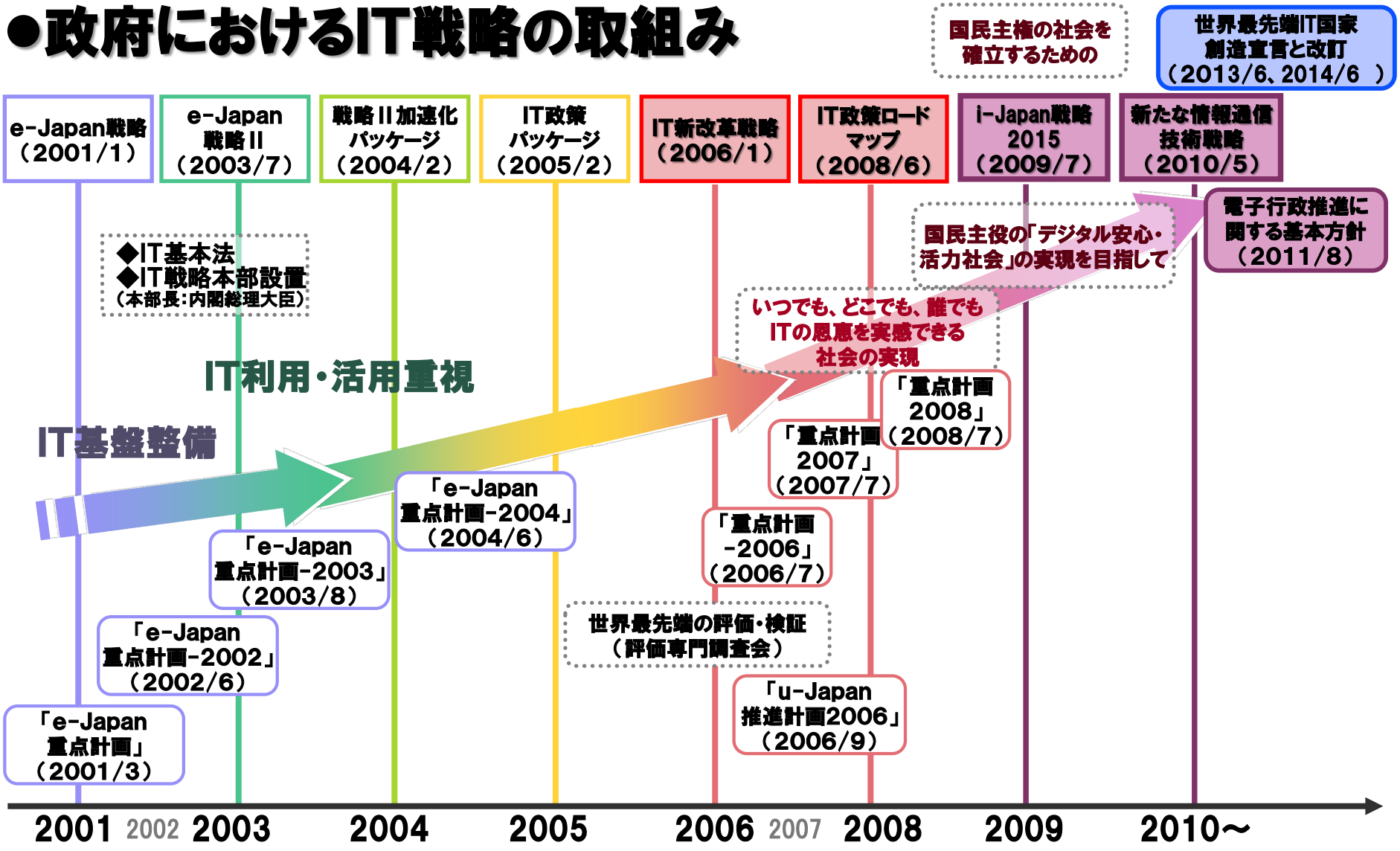

出典：総務省ホームページより引用・修正 http://www.soumu.go.jp/menu_02/ict/u-japan/new_outline01.html

1．我が国におけるIT戦略の取組み

世界最先端ＩＴ国家創造宣言（案）

資料２－１

1

Ⅰ.基本理念

1．閉塞を打破し、再生する日本へ

○ 景気長期低迷・経済成長率の鈍化による国際的地位の後退

○ 少子高齢化、社会保障給付費増大、大規模災害対策等、課題先進国

○ 「成長戦略」の柱として、ＩＴを成長エンジンとして活用し、日本の閉塞の打破、持続的な成長と発展

2. 世界最高水準のＩＴ利活用社会の実現に向けて

○ 過去の反省を踏まえ、ＩＴ総合戦略本部、政府ＣＩＯにより、省庁の縦割りを打破、政府全体を横串で通し、ＩＴ施策の前進、政策課題への取組

○ ＩＴ利活用の裾野拡大に向けた組織の壁・制度、ルールの打破、成功モデルの実証・提示・国際展開

○ 5年程度の期間（2020年）での実現

○ 工程表に基づきPDCAサイクルを確実に推進

Ⅱ.目指すべき社会・姿

世界最高水準のＩＴ利活用社会の実現と成果の国際展開を目標とし、以下の３項目を柱として取り組む。

1．革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

○公共データの民間開放（オープンデータ）の推進、ビッグデータの利活用推進（パーソナルデータの流通・促進等）
○農業・周辺産業の高度化・知識産業化、○オープンイノベーションの推進等
○地域（離島を含む。）の活性化、○次世代放送サービスの実現による映像産業分野の新事業の創出

2．健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会

○健康長寿社会の実現、○世界一安全で災害に強い社会の実現
○効率的・安定的なエネルギーマネジメントの実現、○世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現
○雇用形態の多様化とワークライフバランスの実現

3．公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会の実現

○利便性の高い電子行政サービスの提供、○国・地方を通じた行政情報システムの改革
○政府におけるＩＴガバナンスの強化

出典：高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部「世界最先端IT国家創造宣言」（2013年6月14日）
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/kettei/pdf/20130614/siryou1.pdf

１．我が国におけるＩＴ戦略の取組み

ＩＴ総合戦略本部の体制

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（ＩＴ総合戦略本部）

本部長　　：内閣総理大臣
副本部長：IT政策担当大臣、内閣官房長官、総務大臣、経済産業大臣
本部員　　：本部長・副本部長を除く全国務大臣、内閣情報通信政策監及び有識者（10名以内）

新戦略推進専門調査会（親会）

会長：　内閣情報通信政策監（政府ＣＩＯ）
委員：　高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し優れた見識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する政府の戦略等の推進管理等を行う

- 各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議
- 電子行政オープンデータ実務者会議
  - データワーキンググループ
  - ルール・普及ワーキンググループ
- パーソナルデータに関する検討会
  - 技術検討ワーキンググループ
- ＩＴコミュニケーション活用促進戦略会議
- 情報セキュリティ政策会議

- 電子行政分科会
- 農業分科会
- 医療・健康分科会
- 人材育成分科会
- 防災・減災分科会
- 新産業分科会
- 道路交通分科会
- 規制制度改革分科会
- マイナンバー等分科会

出典：IT総合戦略本部資料より

１．　我が国におけるIT戦略の取組み

- 我が国におけるマイナンバー、パーソナルデータに関する安心安全な制度と利活用の動向

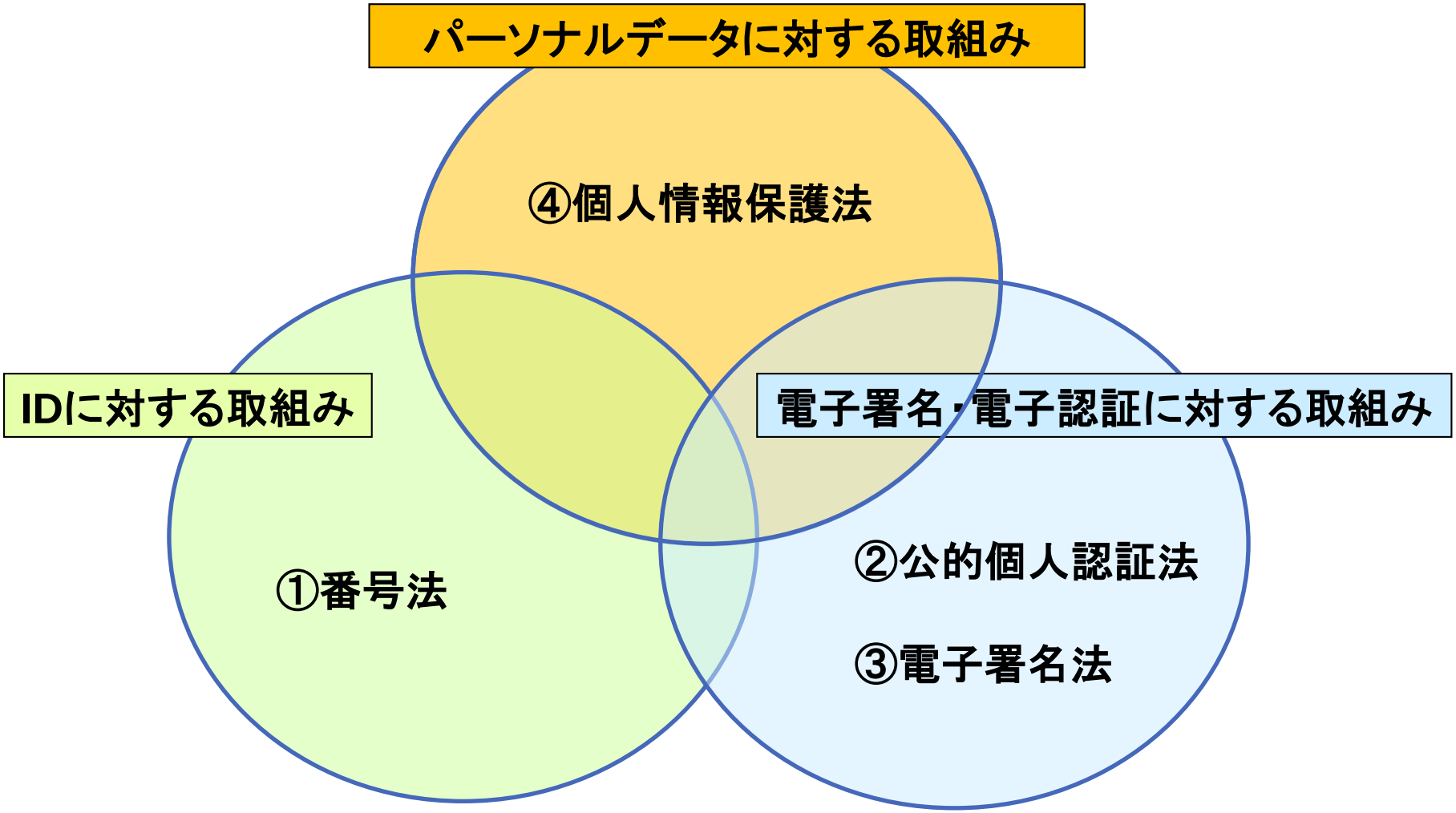

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 今後のサイバー空間の安心安全

２．サイバーセキュリティの状況

● 米国サイバー･セキュリティ法制定までの背景

- 2012年4月26日、米国上院議会は Cyber Intelligence Sharing and Protection Act (CISPA) を否決
- 2013年2月12日、オバマ大統領は Improving Critical Infrastructure Cybersecurity の行政命令を発令
- 2014年8月27日、JPMorgan Chaseはじめとした10以上の金融機関がハッキングを受けたこと発覚
- 2014年11月6日、日本のサイバーセキュリティ基本法可決成立
- 2014年11月24日、米国ハリウッドにて、ソニー・ピクチャーズ・エンタテインメントへのハッキングが電子メール、従業員の個人情報、未公開の映画本編のコピーなどの情報が流出
- 2014年12月18日、オバマ大統領のサインにより、5つのサイバーセキュリティ関連法が制定

２．サイバーセキュリティの状況

● 米国サイバーセキュリティ法は5つの法から構成

サイバー関連で2014年12月18日、オバマ大統領のサインにより、以下5つの法が同時に制定される。

1) サイバーセキュリティ強化法　S.*1353 Cybersecurity Enhancement Act (No: 113-274)

2) サイバーセキュリティ従業員評価法　H.R.**2952 Cybersecurity Workforce Assessment Act (No: 113-246)

3) 国土安全保障省・サイバーセキュリティ従業員評価法　S.1691 Homeland Security Cybersecurity Workforce Assessment Act　(Border Patrol Agent Pay Reform Actの一部、Section 4) (No: 113-277)

4) 国家サイバーセキュリティ保護法　S.2519 National Cybersecurity Protection Act of 2014 (No: 113-282)

5) 連邦政府情報セキュリティ近代化法　S.2521 Federal Information Security Modernization Act (No: 113-283)

*S. Senator 上院に提出された法案

**H.R. House of Representative
下院に提出された法案

２．サイバーセキュリティの状況

- 我が国の政策
  - サイバーセキュリティ基本法：2014年11月6日成立
  - 内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター政策
  - 総務省情報セキュリティ政策
  - 経済産業省情報セキュリティ政策
  - 警察庁サイバー犯罪対策
  - 防衛省サイバー空間安全保障

＊内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター：　NISC　(National center of Incident readiness and Strategy for Cybersecurity)

2．サイバーセキュリティの状況

サイバーセキュリティ基本法案の概要　資料1－2（参考）

第Ⅰ章．総則

■目的（第1条）

■定義（第2条）
⇒「サイバーセキュリティ」について定義

■基本理念（第3条）
⇒ サイバーセキュリティに関する施策の推進にあたっての基本理念について次を規定
① 情報の自由な流通の確保を基本として、官民の連携により積極的に対応
② 国民1人1人の認識を深め、自発的な対応の促進等、強靱な体制の構築
③ 高度情報通信ネットワークの整備及びITの活用による活力ある経済社会の構築
④ 国際的な秩序の形成等のために先導的な役割を担い、国際的協調の下に実施
⑤ IT基本法の基本理念に配慮して実施
⑥ 国民の権利を不当に侵害しないよう留意

■関係者の責務等（第4条～第9条）
⇒ 国、地方公共団体、重要社会基盤事業者（重要インフラ事業者）、サイバー関連事業者、教育研究機関等の責務等について規定

■法制上の措置等（第10条）

■行政組織の整備等（第11条）

第Ⅱ章．サイバーセキュリティ戦略

■サイバーセキュリティ戦略（第12条）
⇒ 次の事項を規定
① サイバーセキュリティに関する施策の基本的な方針
② 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保
③ 重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進
④ その他、必要な事項
⇒ その他、総理は、本戦略の案につき閣議決定を求めなければならないこと等を規定

第Ⅲ章．基本的施策

■国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保（第13条）

■重要インフラ事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進（第14条）

■民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進（第15条）

■多様な主体の連携等（第16条）

■犯罪の取締り及び被害の拡大の防止（第17条）

■我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応（第18条）

■産業の振興及び国際競争力の強化（第19条）

■研究開発の推進等（第20条）

■人材の確保等（第21条）

第Ⅲ章．基本的施策（つづき）

■教育及び学習の振興、普及啓発等（第22条）

■国際協力の推進等（第23条）

第Ⅳ章．サイバーセキュリティ戦略本部

■設置等（第24条～第35条）
⇒ 内閣に、サイバーセキュリティ戦略本部を置くこと等について規定

附則

■施行期日（第1条）
⇒ 公布の日から施行（ただし、第Ⅱ章及び第Ⅳ章は公布日から起算して1年を超えない範囲で政令で定める日）する旨を規定

■本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等（第2条）
⇒ 情報セキュリティセンター（NISC）の法制化、任期付任用、国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視・分析、国内外の関係機関との連絡調整に必要な法制上・財政上の措置等の検討等を規定

■検討（第３条）
⇒ 緊急事態に相当するサイバーセキュリティ事象等から重要インフラ等を防御する能力の一層の強化を図るための施策の検討を規定

■IT基本法の一部改正（第４条）
⇒ IT戦略本部の事務からサイバーセキュリティに関する重要施策の実施推進を除く旨規定

2．サイバーセキュリティの状況

「我が国のサイバーセキュリティ推進体制の機能強化に関する取組方針（案）」の概要　資料1

1．機能強化の必要性

- あらゆる活動のサイバー空間への依存の高まりにより、リスクが深刻化（甚大化・拡散・グローバル化）
- 「世界最高水準のIT社会」をIT利活用においても実現することが成長戦略の柱の1つ
- 国際的な連携の強化が必要な諸外国においても、積極的な体制強化が実施
- 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた対策の強化が必要

我が国の「サイバーセキュリティ」強化のための推進体制の機能強化が不可欠

2．機能強化に向けた方針

IT社会の形成を目的とし、民間の主導的役割等を基本理念とするIT基本法の基本的枠組みは今後も堅持することが適当

国家の安全保障・危機管理上、国の主導的役割を定め、マルチステークホルダーの相互連携によるサイバー空間の防護が必要

IT社会の形成及びサイバー空間の防護のための関係者の役割を明確化し、それが果たされるための国の基本的施策が必要

「サイバーセキュリティ」に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための体制を整備することが必要

GSOC…Government Security Operation Coordination team（政府機関情報セキュリティ横断監視・即応調整チーム）

3．機能強化に向けた取組

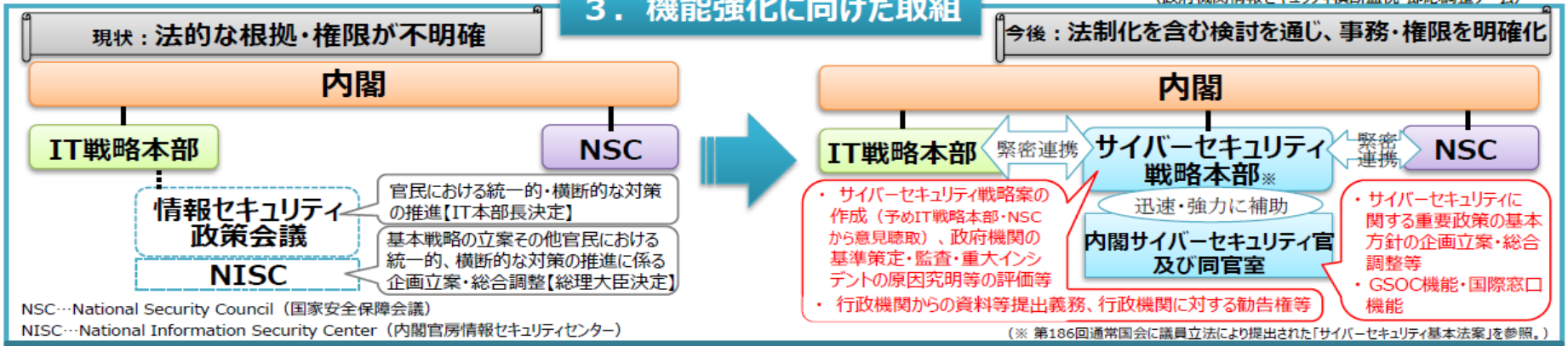

2015年度を目途に「サイバーセキュリティ戦略本部（仮称）」及び「内閣サイバーセキュリティ官（仮称）」へ強化

出典：内閣官房情報セキュリティセンター（NISC）資料より

2．サイバーセキュリティの状況

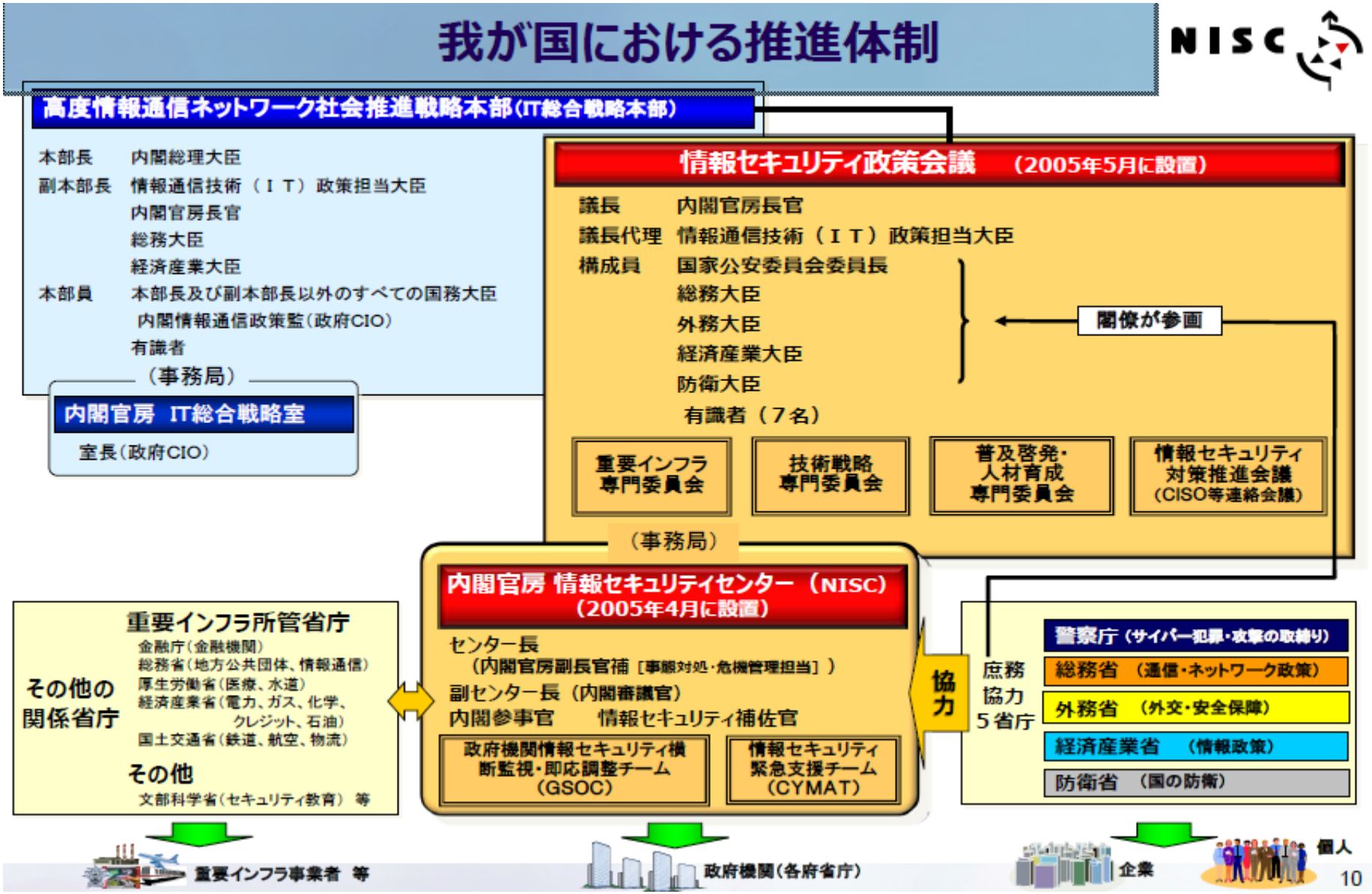

２．サイバーセキュリティの状況

● 関連組織

● 重要インフラ関連組織

- CEPTOAR : Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response

● 総務省関連組織

- NICT : National Institute of Information and Communications Technology

● 経済産業省関連組織

- IPA : Information-technology Promotion Agency, Japan
- JPCERT/CC : Japan Computer Emergency Response Team Coordination Center
- CSSC : Control System Security Center

● 警察庁関連組織

- IAjapan : Internet Association Japan

● 民間組織

- Telecom-ISAC : Telecom-Information Sharing and Analysis Center
- JNSA : Japan Network Security Association
- NCA : Nippon Computer Security Incident Response Team Assoiation etc.

2．サイバーセキュリティの状況

（参考）セプター及びセプターカウンシル

NISC

セプター（CEPTOAR） Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response

- 重要インフラ事業者等の情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織。
- IT障害の未然防止、発生時の被害拡大防止・迅速な復旧および再発防止のため、政府等から提供される情報について、適切に重要インフラ事業者等に提供し、関係者間で情報を共有。これによって、各重要インフラ事業者等のサービスの維持・復旧能力の向上に資する活動を目指す。

セプターカウンシル

- 各重要インフラ分野で整備されたセプターの代表で構成される協議会で、セプター間の情報共有等を行う。政府機関を含め他の機関の下位に位置付けられるものではなく独立した会議体。
- 分野横断的な情報共有の推進を目的として、2009年2月26日に創設。

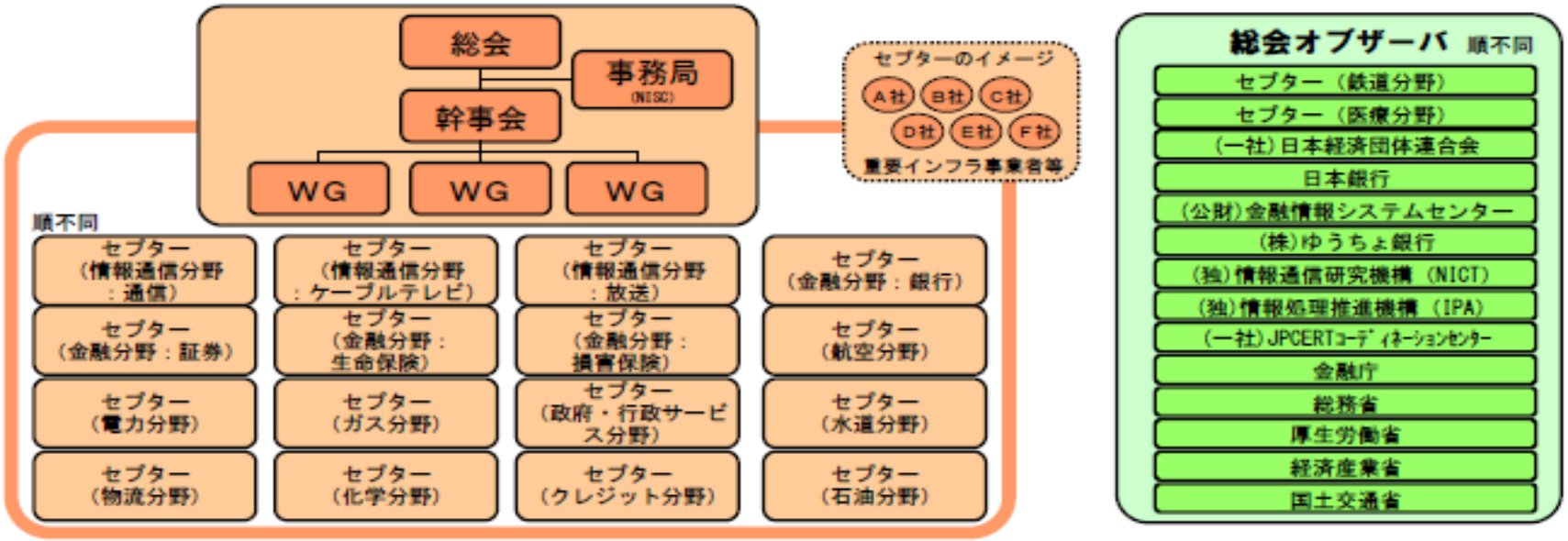

12

2．サイバーセキュリティの状況

制御システムの普及

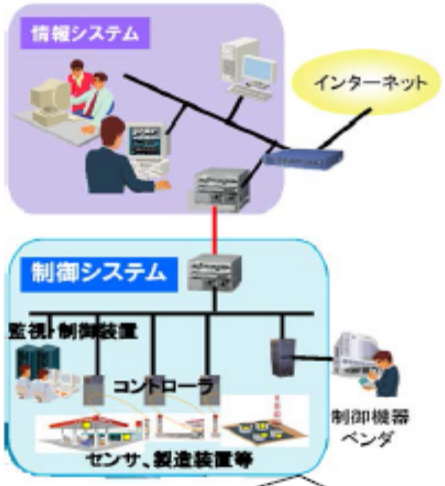

従来

制御システムは事業者毎に固有の仕様部分が多く、詳細な内部仕様等を把握できない限り、外部からの攻撃は難しいものであった。

最近の状況

- ○ 標準プロトコルや汎用製品が仕様に採用され、汎用化が進んでいる。
- ○ 外部ネットワークにも接続されるようになっている。
- ○ このような状況から事業者及びシステム開発企業の利便性が向上してきている反面、攻撃対象になりやすいという特徴が現れてきている。

- ○ 生産の自動化や、フィードバック制御による入力値の自動制御等、様々な用途で工数の軽減や正確性の向上を目的に利用。
- ○ 最近は、一般的な情報システムが接続するオフィスネットワークから、制御情報系ネットワーク、制御ネットワークを介して、制御システムのコントローラやセンサーまでを間接的に接続するような構成が多い。

- ○ アプリケーション等が動作する上層のレイヤではWindowsのパソコン等のクライアント端末や汎用アプリケーション、標準プロトコルを利用。
- ○ 実際の制御に関わる下層部分は独自のプロトコルやハードウェア、OSが利用される割合が高く、固有の仕様により構成。
- ○ オープン化が上層部から徐々に進行。

オープン化が進む制御システムの構成

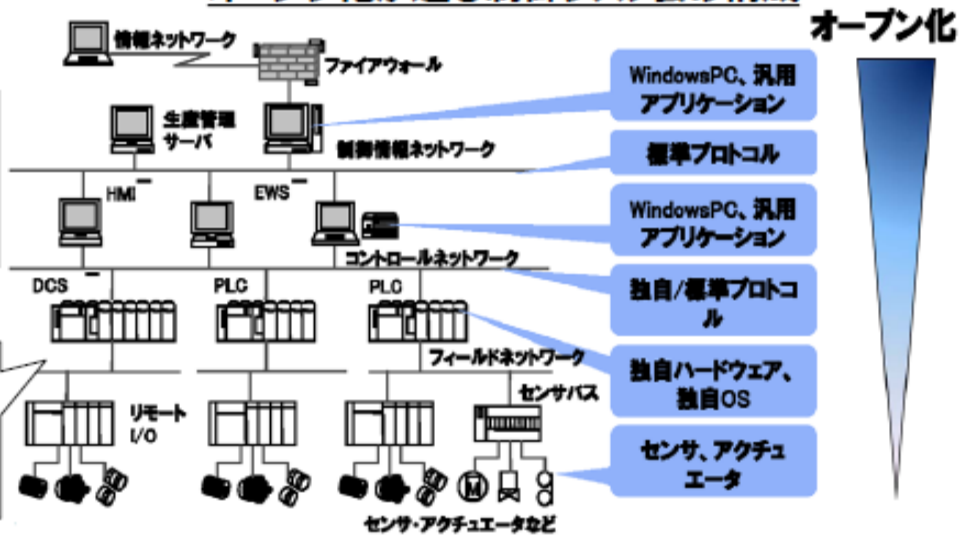

【出典：独立行政法人情報処理推進機構「制御システムセキュリティ国際標準の現状と日本の取組み」（2011年11月18日）http://www.ipa.go.jp/files/000025094.pdf】

26

2．サイバーセキュリティの状況

ニュース詳細

米 大統領令でサイバー攻撃に制裁へ

4月2日 8時55分

アメリカのオバマ大統領は１日、サイバー攻撃によって企業秘密を盗み出したり、ネットワークを破壊したりして、国の安全を脅かした組織や個人に制裁を発動して、資産凍結などを実行できるようにする新たな大統領令を出しました。

オバマ大統領が１日出した新たな大統領令は、サイバー攻撃を行った外国の組織や個人に制裁を発動する仕組みを整え、アメリカ国内にある資産の凍結や、アメリカでの取り引きを禁止できるようにするものです。

具体的には、サイバー攻撃によってネットワークを破壊し、重要なインフラに被害を及ぼしたり、個人情報や企業秘密を盗み出したりした組織や個人のほか、盗み出されたものと知りながら情報を受け取った企業なども制裁の対象にするとしています。

アメリカでは、北朝鮮のキム・ジョンウン（金正恩）第１書記の暗殺を題材にした映画を製作した「ソニー・ピクチャーズエンタテインメント」がサイバー攻撃を受けたり、金融機関から大量の個人情報が流出したりする被害が相次いでいます。

オバマ大統領は今回、声明で「サイバー攻撃は経済や国の安全保障上の大きな脅威で、新たな大統領令はアメリカが直面する脅威に対抗する的を絞った対策だ」と述べ、サイバー攻撃に対しては制裁で経済面から打撃を与え、厳しく対応していく姿勢を示しました。

- ●ネットワーク破壊
- ●重要インフラ被害
- ●個人情報不正取得
- ●企業秘密不正取得

出典：NHKニュースより

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 今後のサイバー空間の安心安全

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 新たなイノベーションの創造

３．特定個人情報保護委員会の概要

特 定 個 人 情 報 保 護 委 員 会

※番号法及び関係政令に基づき２０１４（平成２６）年１月１日設置

任務

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）に基づき、個人番号その他の特定個人情報の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講じること

組織

○委員長１名・委員６名（合計７名）の合議制（平成２７年中は５名、平成２８年１月から７名）

（個人情報保護の有識者・情報処理技術の有識者・社会保障又は税制の有識者・民間企業の実務に関する経験者・地方六団体の推薦者を含む）

- 委員長（常勤）　堀部政男（元一橋大学法学部教授）
- 委　員（常勤）　阿部孝夫（元川崎市長）
- 　　嶋田実名子（元(公財)花王芸術・科学財団常務理事）
- 委　員（非常勤）手塚　悟（東京工科大学コンピュータサイエンス学部教授）
- 　　加藤久和（明治大学政治経済学部教授）

○委員長・委員は独立して職権を行使　（独立性の高い、いわゆる３条委員会）　○任期５年・国会同意人事

主な所掌事務

- **監視・監督**
  - ○指導・助言
  - ○法令違反に対する勧告・命令
  - ○報告徴収・立入検査
  - ○ガイドラインの作成
  - ○情報提供ネットワークシステムの構築等に関する措置要求
- **特定個人情報保護評価に関すること**
  - ○特定個人情報保護評価に関する指針の作成・公表
  - ○評価書の承認
- **広　報**
  - 特定個人情報の保護についての広報啓発
- **国際協力**
  - 国際会議への参加その他の国際連携・協力
- **苦情処理**
  - 苦情の申出についてのあっせん
- **国会報告**
  - 年次報告
- **意見具申**
  - 内閣総理大臣に対する意見具申

監視・監督　／　指針　／　評価書　／　広報・啓発　／　あっせん　／　苦情

行政機関・地方公共団体・独立行政法人等　／　民間事業者　／　個人

出典：特定個人情報保護委員会資料より

３．特定個人情報保護委員会の概要

特定個人情報保護委員会の当面の取組み

【特定個人情報保護評価】

○　特定個人情報保護評価に関する規則・指針の周知
（行政機関・地方公共団体向け説明会の開催等）

【国際協力】

○　各種国際会議に参加し、特定個人情報保護委員会のプレゼンスを示し、今後の国際連携・協力関係を構築

【監視・監督】

○　番号の適正な利用に係るガイドラインの作成
（行政機関及び民間事業者向け）

【広報・啓発】

○　特定個人情報の保護に係るパンフレットの作成

3．特定個人情報保護委員会の概要

特定個人情報保護委員会の当面のスケジュール（案）

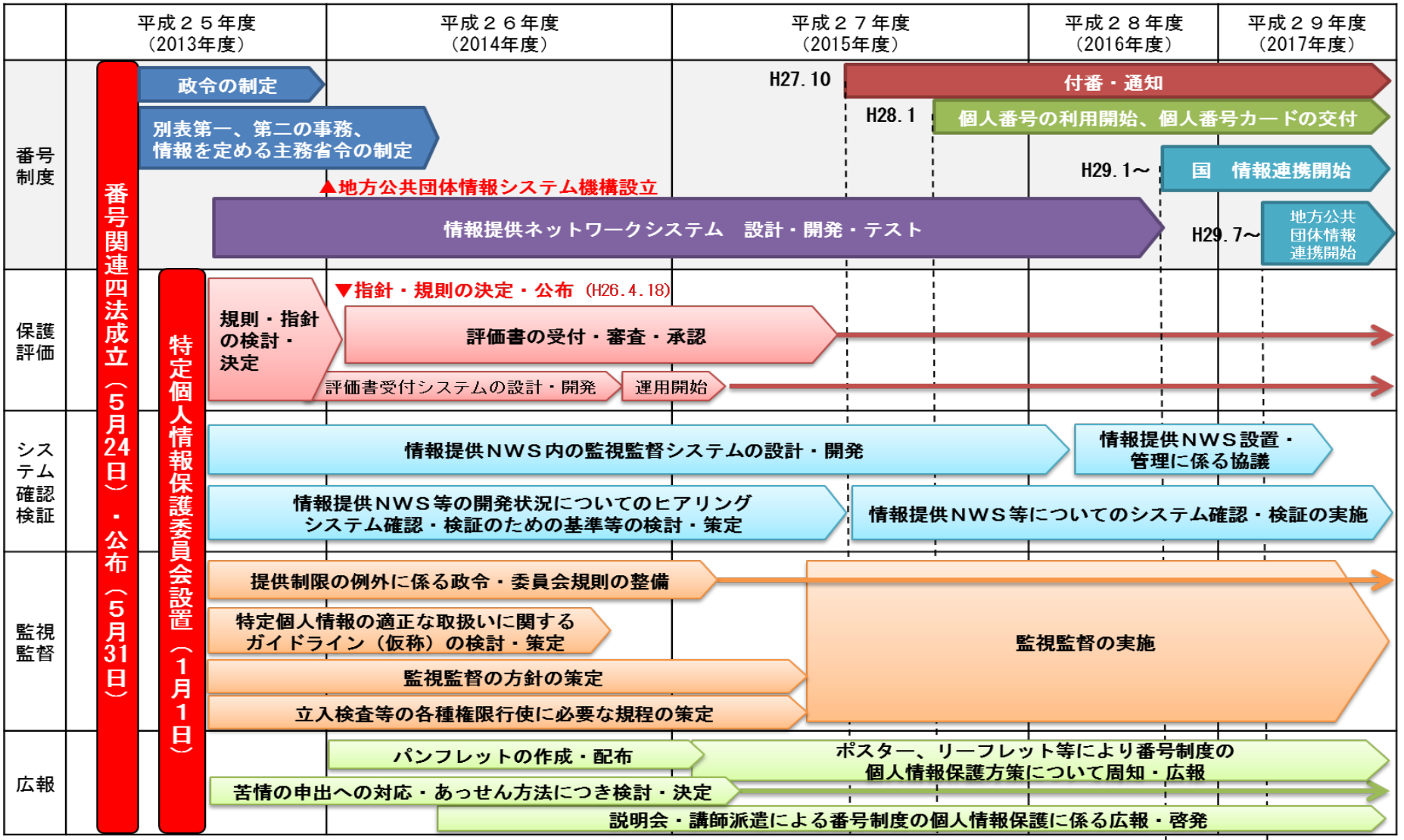

３．特定個人情報保護委員会の概要

特定個人情報保護評価の概要

特定個人情報保護評価とは

特定個人情報ファイルを保有しようとする又は保有する国の行政機関や地方公共団体等が、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを宣言するもの。

根拠法令等

番号法第２６条・第２７条
特定個人情報保護評価に関する規則（平成２６年４月１８日公布、４月２０日施行）
特定個人情報保護評価指針（平成２６年４月１８日公表、４月２０日適用）

評価の目的

○　番号制度に対する懸念（国家による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合、財産その他の被害等）を踏まえた制度上の保護措置の一つ
○　事前対応による個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止及び国民・住民の信頼の確保を目的とする。

評価の実施主体

①　国の行政機関の長
②　地方公共団体の長その他の機関
③　独立行政法人等
④　地方独立行政法人
⑤　地方公共団体情報システム機構（平成２６年４月１日設置）
⑥　情報提供ネットワークを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）　上記のうち、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者は、特定個人情報保護評価を実施することが原則義務付けられる。

評価の対象

○　特定個人情報保護評価の対象は特定個人情報ファイルを取り扱う事務。
○　ただし、職員の人事、給与等に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録した特定個人情報ファイルのみを取り扱う事務、手作業処理用ファイル（紙ファイルなど）のみを取り扱う事務、　対象人数の総数が1,000人未満の事務等については特定個人情報保護評価　の実施が義務付けられない。

特定個人情報保護評価のポイント

①　特定個人情報の保護にとどまらず、プライバシーの保護を含めた個人の権　利利益の保護を基本理念とし、そのための宣言を実施
②　海外のPIA（ Privacy　Impact　Assessment ）に相当するものとし、評価実施機関が自己の取組について、主体的に評価・公表
③　評価の仕組みを法律に位置付け、国の全項目評価については委員会による承認、地方公共団体の全項目評価については第三者点検を要件
④　番号法第27条に基づく承認が必要な評価のみならず、しきい値判断により３段階の評価（基礎項目、重点項目、全項目）で、メリハリのある仕組み
⑤　地方公共団体の評価書等については、委員会の承認を要件とせず、必要に応じて、適合性及び妥当性について確認
⑥　実施主体については機関ごと、評価単位については事務ごととし、きめ細かな評価を実施
⑦　評価項目の記載については、特定個人情報の入手、提供等における漏えい・リスク対策等を容易に理解できるものとし、国民の信頼を確保
⑧　事前評価のみでなく、評価の再実施や見直しについて規定し、PDCAサイクルによるリスク対策の向上を確保

出典:特定個人情報保護委員会資料より

３．特定個人情報保護委員会の概要

特定個人情報保護評価の実施手続

特定個人情報保護評価計画管理書

- ○ 特定個人情報保護評価を計画的に実施し、実施状況を適切に管理するために、最初の特定個人情報保護評価を実施する前に作成する
- ○ 特定個人情報保護評価書を委員会へ提出する際に、併せて提出する。評価書の修正等があった場合は、その都度更新し、評価書と併せて提出する。

特定個人情報保護評価の実施

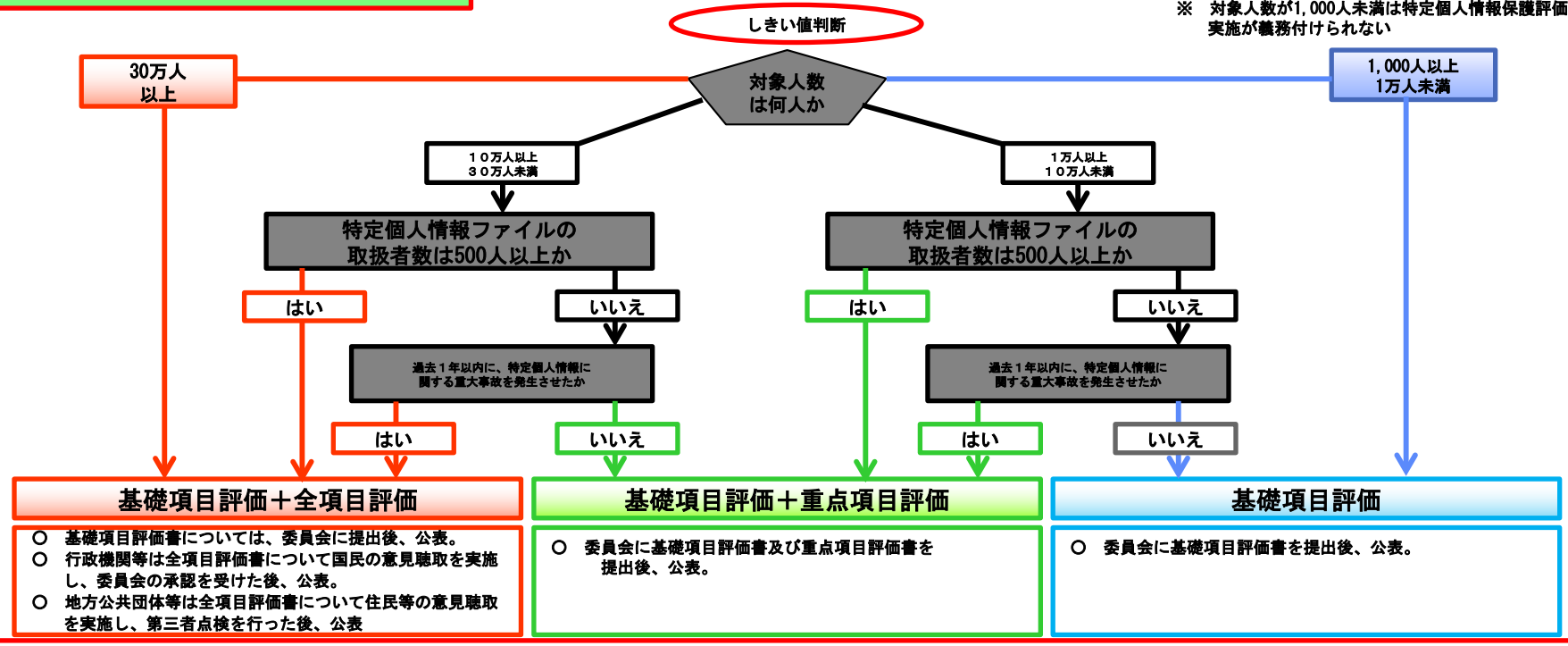

※ 対象人数が1,000人未満は特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

実施後に必要となる手続

- ○ 重要な変更を加えようとするとき、特定個人情報に関する重大事故の発生等によりしきい値判断の結果が変わり新たに重点項目評価又は全項目評価を実施するものと判断されたときは、特定個人情報保護評価を再実施。
- ○ 上記以外の変更が生じたときは、評価書を修正・公表。
- ○ 少なくとも１年に１回は特定個人情報保護評価書の見直しを行うよう努める。
- ○ 一定期間（５年）経過前に特定個人情報保護評価の再実施を行うよう努める。

出典：特定個人情報保護委員会資料より

1．特定個人情報保護委員会の概要

参考　個人情報保護体系とガイドラインイメージ図

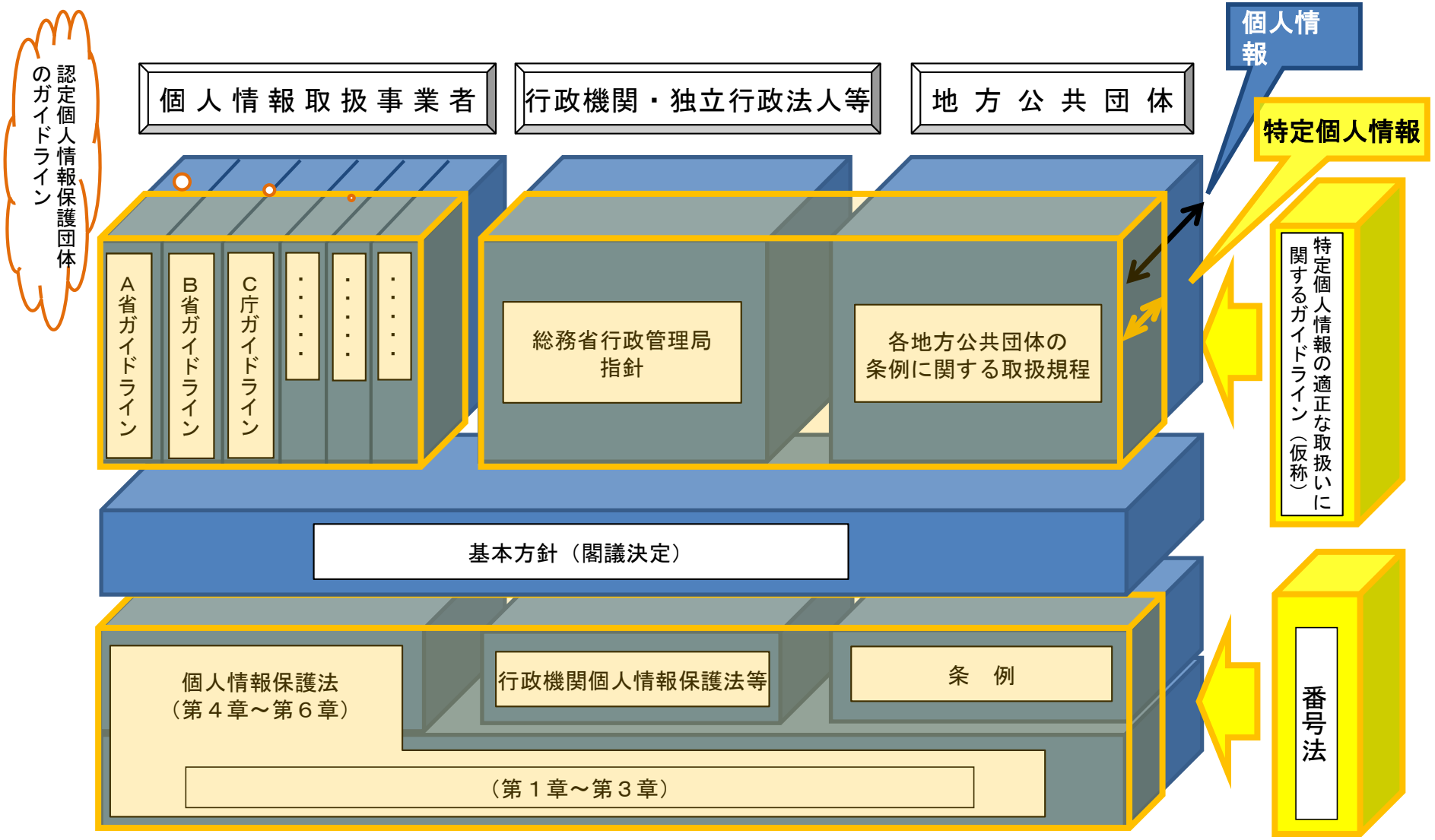

出典：特定個人情報保護委員会資料より

3．特定個人情報保護委員会の概要

特定個人情報の適正な取扱いに関する
ガイドライン（事業者編）

（案）

平成 26 年　月　日
特定個人情報保護委員会

目次

3．特定個人情報保護委員会の概要

（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン

（案）

平成 26 年　月　日
特定個人情報保護委員会

目次

※　「（別冊）金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の「第４　各論」に相当する部分を構成するものである。

〈参考〉「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

目次

3．特定個人情報保護委員会の概要

特定個人情報の適正な取扱いに
関するガイドライン
（行政機関等・地方公共団体等編）
（案）

平成 26 年　月　日
特定個人情報保護委員会

目次

3．特定個人情報保護委員会の概要

事業者における個人番号との関わり（個人番号関係事務）

有識者等

個人番号
1234 ･･･

原稿料等の支払い

従業員等

個人番号
5678 ･･･

給与の支払い
社会保険料等の徴収

個人番号の提示

○本人や扶養親族の個人番号を会社に提示。

番号法で限定的に明記された場合を除き、個人番号を利用・提供等することはできません。

会社

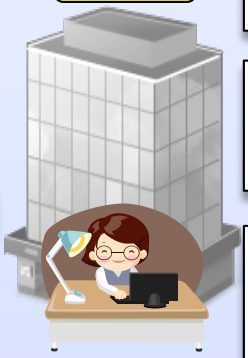

支払調書（イメージ）

支払いを受ける者	個人番号	1234･･･
	氏名	番号太郎

源泉徴収票（イメージ）

支払いを受ける者	個人番号	5678･･･
	氏名	難波一郎

被保険者資格取得届（イメージ）

個人番号	被保険者氏名	資格取得年月日
5678･･･	難波一郎	28.4.1
9876･･･	難波花子	28.4.1

○従業員等、有識者等の個人番号を法定調書（源泉徴収票、支払調書等）、健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届などに記載して、行政機関等に提出。

個人番号関係事務

個人番号関係事務実施者

※委託を受けた者を含む。

税務署、市区町村、年金事務所
健康保険組合、ハローワーク等

○行政機関等が、社会保障、税及び災害対策に関する特定の事務において、保有している個人情報の検索、管理のために個人番号を利用。

個人番号利用事務

個人番号利用事務実施者

※委託を受けた者を含む。

目次

1. 我が国におけるIT戦略の取組み
2. サイバーセキュリティの状況
3. 特定個人情報保護委員会の概要
4. IDに対する取組み
5. 電子署名・電子認証に対する取組み
6. パーソナルデータに対する取組み
7. 今後のサイバー空間の安心安全

４．ＩＤに対する取組み

●第183回通常国会における番号関連4法案の国会審議経過

2013年3月1日　閣議決定

2013年4月26日　衆議院内閣委員会で可決

2013年5月9日　衆議院本会議で修正のうえ可決

2013年5月23日　参議院内閣委員会で可決

2013年5月24日　参議院本会議で可決、成立

2013年5月31日　番号関連4法が公布

４．IDに対する取組み

●第183回通常国会で可決成立した番号関連4法

（1）行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （マイナンバー法）

（2）行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 （整備法）
[36本の関係法律を束ねて一部を改正]

（3）地方公共団体情報システム機構法 （機構法）

（4）内閣法等の一部を改正する法律 （政府CIO法）

4．IDに対する取組み

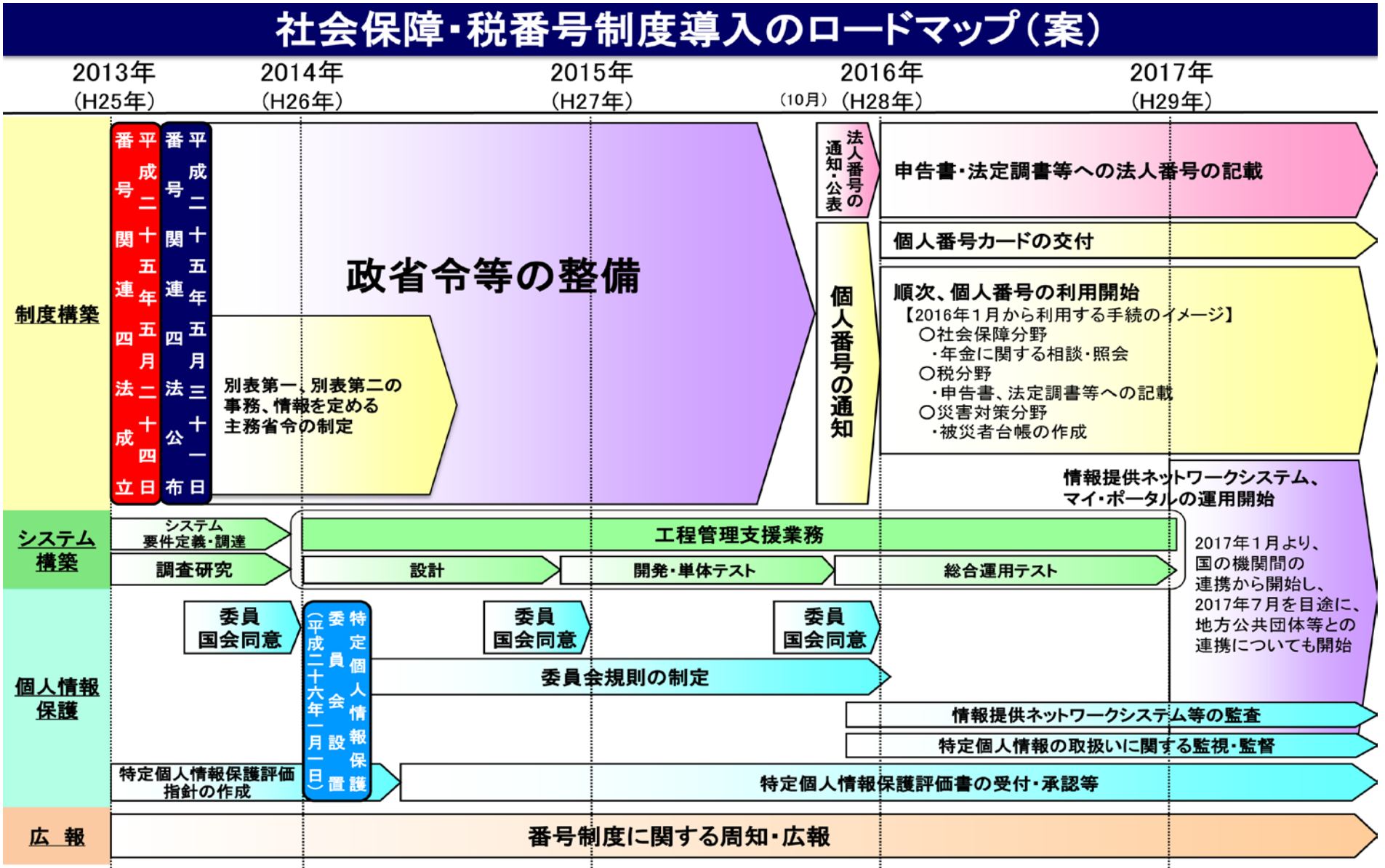

出典：内閣官房社会保障改革担当室資料より

4．IDに対する取組み

●番号制度を税制面で利用

税務面における「番号制度」とは、国民一人一人に一つの番号を付与し、

（1） 各種の取引に際して、納税者が取引の相手方に番号を「告知」すること

（2） 取引の相手方が税務当局に提出する資料情報（法定調書）及び納税者が税務当局に提出する納税申告書に番号を「記載」すること

を義務付ける仕組みである。

これにより、税務当局が、納税申告書の情報と、取引の相手方から提出される資料情報を、その番号をキーとして集中的に名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をより的確に把握することが可能となる。

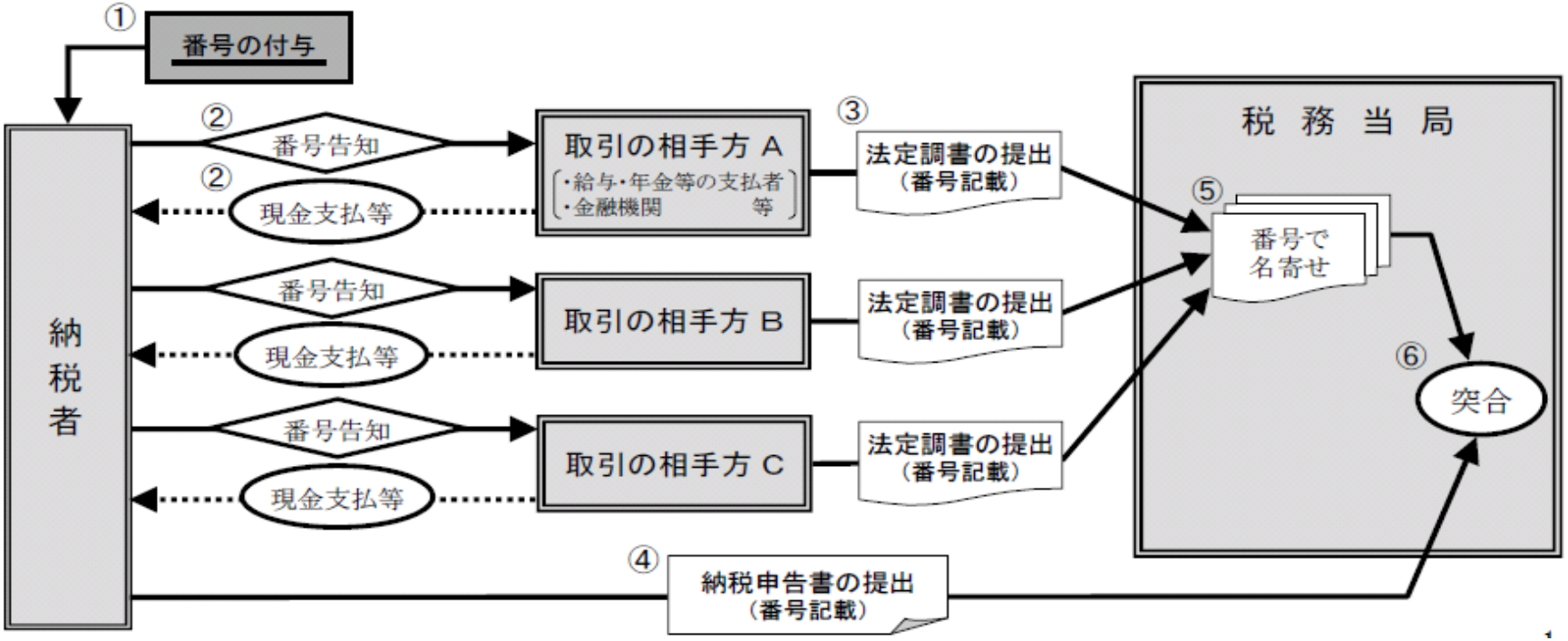

出典：財務省

4．IDに対する取組み

●番号制度を法定調書に利用

＜現行の法定調書の提出枚数（上位10種）＞

順位	区　　分	主な提出義務者	提出枚数（枚）
1	オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	証券会社	10,007万
2	配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書	株式会社	7,797万
3	公的年金等の源泉徴収票	社会保険庁（現在は、日本年金機構）	3,582万
4	特定口座年間取引報告書	金融商品取引業者	2,549万
5	先物取引に関する支払調書	証券会社	2,266万
6	給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	1,913万
7	報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	1,511万
8	生命保険契約等の一時金の支払調書	生命保険会社	940万
9	生命保険契約等の年金の支払調書	生命保険会社	851万
10	不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	561万
全種類の法定調書の合計			3億5,010万

（注）国税庁調べ（平成21年7月から22年6月までの計）。なお、現行の法定調書は54種類。

＜現行の法定調書の提出者数（上位3区分）＞

区分	提出すべき者	提出者数
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	報酬、料金等の支払者	234万
給与所得の源泉徴収票	給与等の支払者	216万
不動産の使用料等の支払調書	不動産を賃借する法人等	124万

（注）国税庁調べ（平成21年7月から22年6月までの計）。なお、提出者数については、給与の支払事務が支店単位で行われている場合には、本店と支店の延べ件数となっていることに留意。

出典：財務省

4．IDに対する取組み

●消費税による番号制度への影響

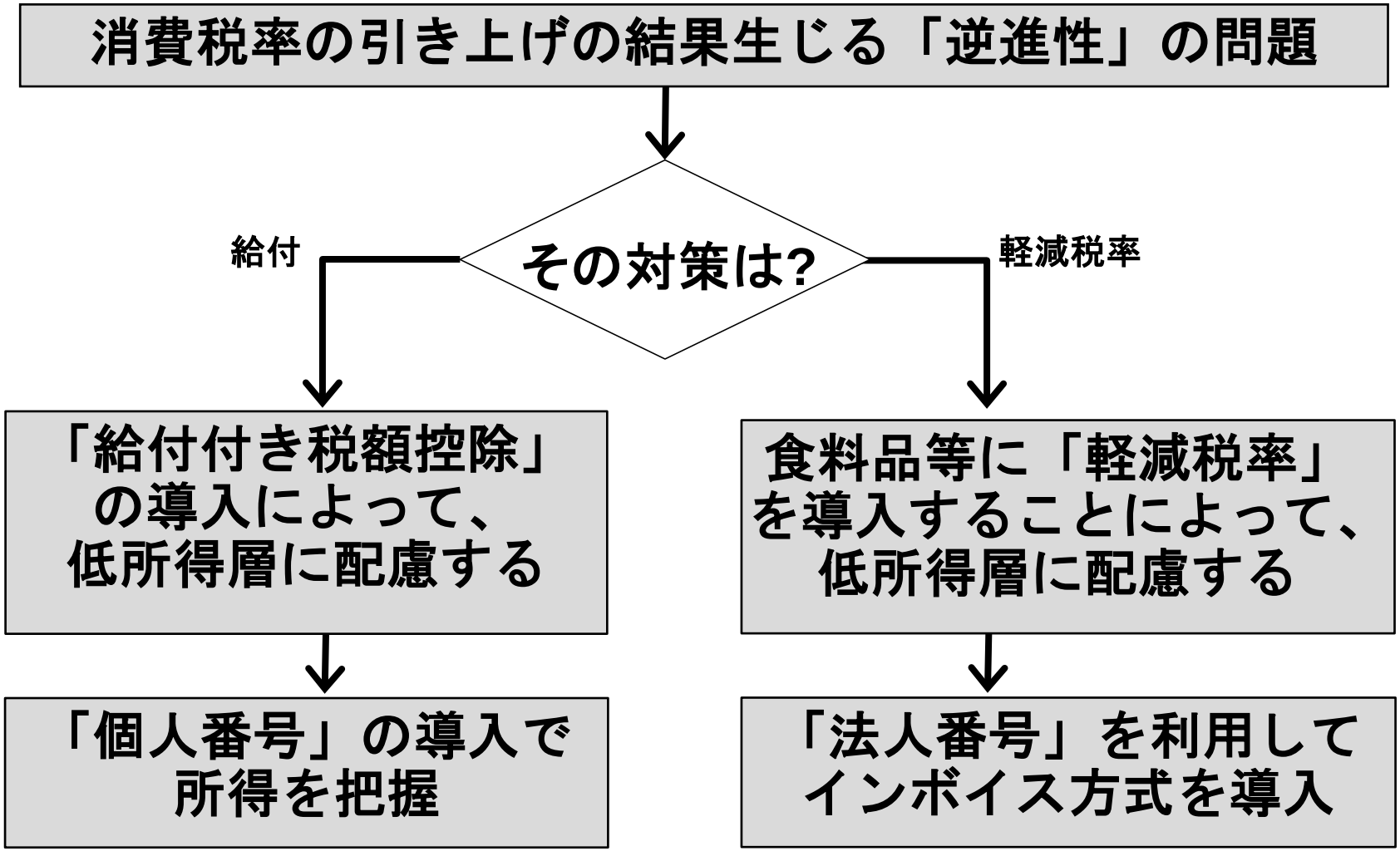

4．IDに対する取組み

●デンマーク

7-ELEVEN

Original kvittering
Kvikkiosken KH
Tlf. nr: 70131415
CVR.nr: 10882230

Kvittering 332509

Ant	Navn	Enhedspris	Total/kr
1	VOGUE, UK	100,50	100,50
1	COSTUME	49,95	49,95

Total 150,45
25% Moms 30,09

Modtaget 150,50
Kontant
Afrunding -0,05

Dato:11-02-2012 Tid:10:43:14 Butiknr: 614
Kasse:10 Kasserer:Johan A.

Tak for besøget og på gensyn!

●スウェーデン

7-ELEVEN

Butik : 16131
F. Chahin Restaurang Ab
Västerlånggatan 38
SE-11129 Stockholm
TEL : 84116130
Org nr. 5565390-9081 innehar F-skattsedel
Kvitto : 1561156

Ant	Artikel	Pris	Total/kr
1	VIT WELL SPARK PERS	24,00	24,00
1	PANT KR 1:-	1,00	1,00

Subtotal 25,00 SEK
Moms 12% 2,68 SEK

Total 25,00 SEK

Mottaget
Kontant 50,00 SEK
Tillbaka Kontant 25,00 SEK

Datum:11.02.2012 Tid:20:09:13
Kassa:1 Säljare:kim

4．IDに対する取組み

●主要国における付加価値税の標準税率

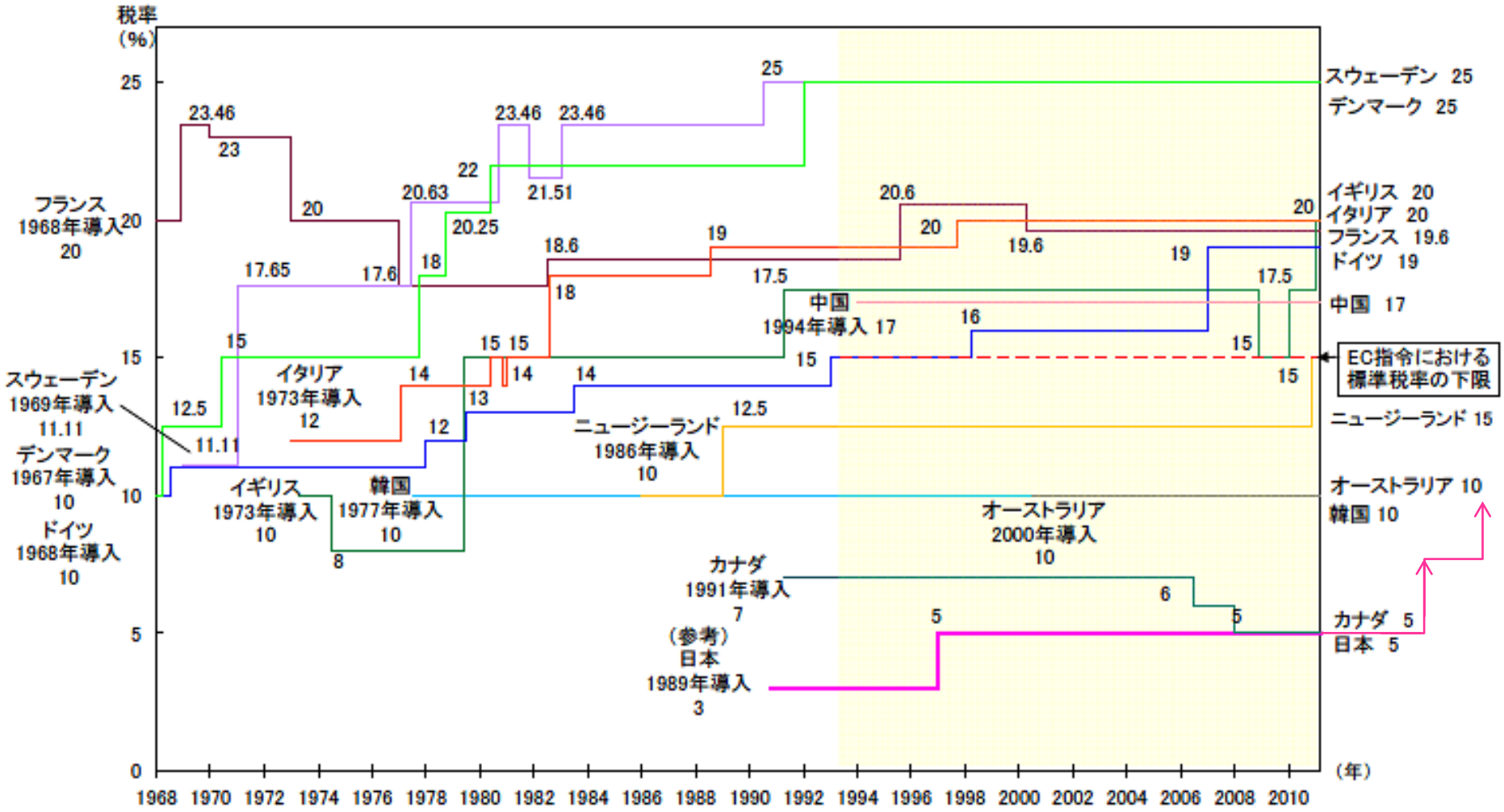

4．IDに対する取組み

●諸外国におけるID管理モデル

モデル	形態	特徴・長所	問題点・短所
セパレートモデル ドイツ スロベニア	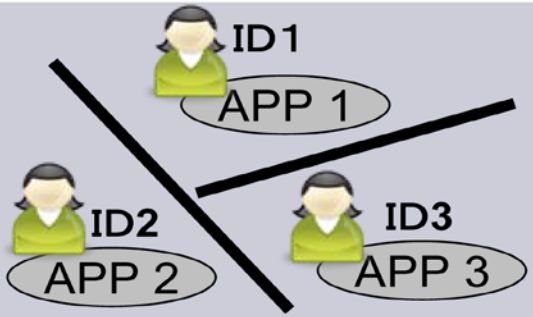	●行政サービス毎に固有の識別番号 ●手続毎に個人情報利用に関する本人の意思を確認可能	●情報連携は利用者の負担による ●名寄せによる情報連携は非効率的かつ不確実（人的判断が必要）
フラットモデル エストニア スウェーデン デンマーク ベルギー 韓国 ・・・	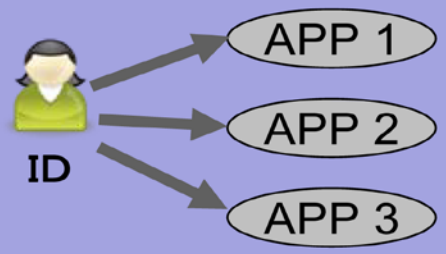	●一つの識別番号を全ての機関で共通に利用 ●各機関が保有する情報の連携が効率的かつ確実 ●利用者の負担軽減	●情報連携の管理・制御は，一定の技術的規約のもとで各セクターが行う必要がある ●不正アクセスや不正利用に対する法律面・運用面での制御の仕組みが必要
セクトラルモデル オーストリア	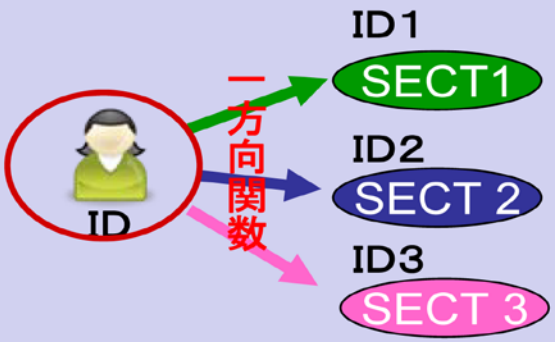	●サービス分野（セクター）毎に識別番号を共通に利用 ●情報連携の範囲をセクター内に制御可能 ●利用者は一つの識別番号だけを使用するため負担軽減	●セクター定義のための全体最適化計画が必要 ●個人情報の連携には法的手続きが必要になる （自らの裁量の情報連携は不可能にしている）

出典：第2 回電子行政に関するタスクフォース資料4-1より

4．IDに対する取組み

●社会保障・税に関わる番号制度～３つの視点からの「選択肢」～

＜ 国民の権利を守るための番号に向けて ＞

（社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会 中間取りまとめ（2010年６月29日））

選択肢 Ⅰ
～国民にとっての「メリット」と「リスク・コスト」からの選択～
利用範囲をどうするか

国民にとってのメリット（利便性）：大

C案（スウェーデン型）
－幅広い行政分野で利用－
- ・税務分野に利用
- ・社会保障の現金給付に利用
- ・社会保障情報サービスに利用
- ・役所の各種手続に利用
- ・引越しの際の手続き一括処理などが可能となる

B案（アメリカ型）
－税務＋社会保障分野で利用－

B-2案
- － 税務分野に利用
- － 社会保障の現金給付に利用
- － 社会保障情報サービスに利用
- ・保険証の1枚化、医療・介護情報サービスの利用が可能となる

B-1案
- － 税務分野で利用
- － 社会保障の現金給付に利用
- ・「所得比例年金」の導入、「高額医療・介護合算制度」の改善、医療保険手続き簡便化、が可能となる

A案（ドイツ型）
－税務分野のみで利用－
- ・より正確な所得把握と税徴収が可能となる
- ・「給付付き税額控除」の導入が可能となる

国・地方が連携・協力して推進

情報管理の「リスク・コスト」：大

選択肢 Ⅱ
～正確性・安全性からの選択～
制度設計をどうするか

番号に何を使うか	情報管理をどうするか
基礎年金番号	一元管理方式
・国民全員に付番されてなく、重複がある ・プライバシー保護上の問題がある	各分野の番号を一本に統一し、情報を一元的に管理 ・プライバシー侵害の懸念が大きい ・情報漏れの被害が大きい
住民票コード	分散管理方式
・プライバシー保護上の問題がある	情報を各分野で分散管理、番号を活用して連携 ・プライバシー侵害の懸念が小さい ・情報漏れの被害が小さい
新たな番号	
＜住基ネットを活用し、新たに付番＞ ・問題少ない	

最小の費用で、確実かつ効率的な仕組み

選択肢 Ⅲ
～プライバシー保護からの選択～
保護の徹底をどうするか

国民自らが情報活用をコントロールできる
- ・自己情報へのアクセス記録を確認できる仕組を整備する
- ・プライバシー保護を任務とする「第三者機関」を設置する

「偽造」「なりすまし」等の不正行為を防ぐ
- ・「ICカード」を導入して、確実な本人確認を実現する
- ・各主体のセキュリティ設計強化を図る

「目的外利用」を防ぐ
- ・法令により「目的外利用」を規制

出典：マイナンバー法案についての地方公共団体向け説明会資料より

4．IDに対する取組み

●番号制度と国民ID制度に関する検討体制

○共通番号制度及び国民ID制度の共通事項に関する事務的な検討を重複なく迅速に進めるため、政府・与党社会保障改革検討本部及びIT戦略本部の下に、「個人情報保護」及び「情報連携基盤技術」に関する専門家によるWGを設置。両WGの下に、社会保障分野の情報の特性を踏まえた検討を行うため、「社会保障分野検討会（仮）」（サブWG）及び情報連携基盤技術ユーザーサブWGを設置。

○WGについては、社会保障改革担当室及びIT担当室が共同事務局を務める。社会保障分野検討会については、社会保障改革担当室及びIT担当室の協力を得て厚生労働省が事務局を務める。

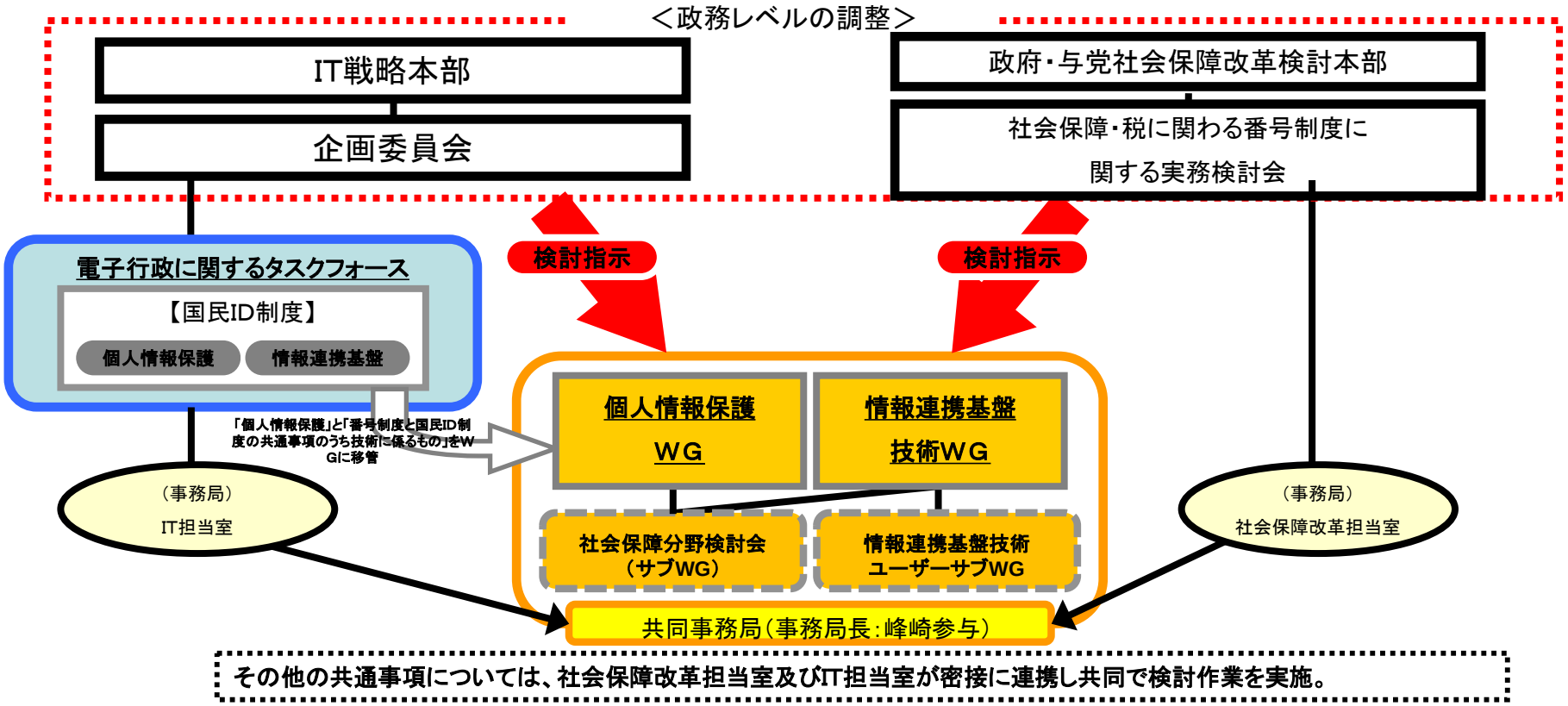

出典：内閣官房社会保障改革担当室とIT担当室の共同作成資料より

4．IDに対する取組み

●番号制度と国民ID制度の関係

情報通信による国民の利便性の向上、公平な負担、社会的弱者への確実な給付等を実現するため、国民が窓口等で利用する番号の整備（社会保障・税に関わる番号制度）と、各機関間の情報連携の仕組みの構築（国民ＩＤ制度）を一体的に進めることが不可欠。

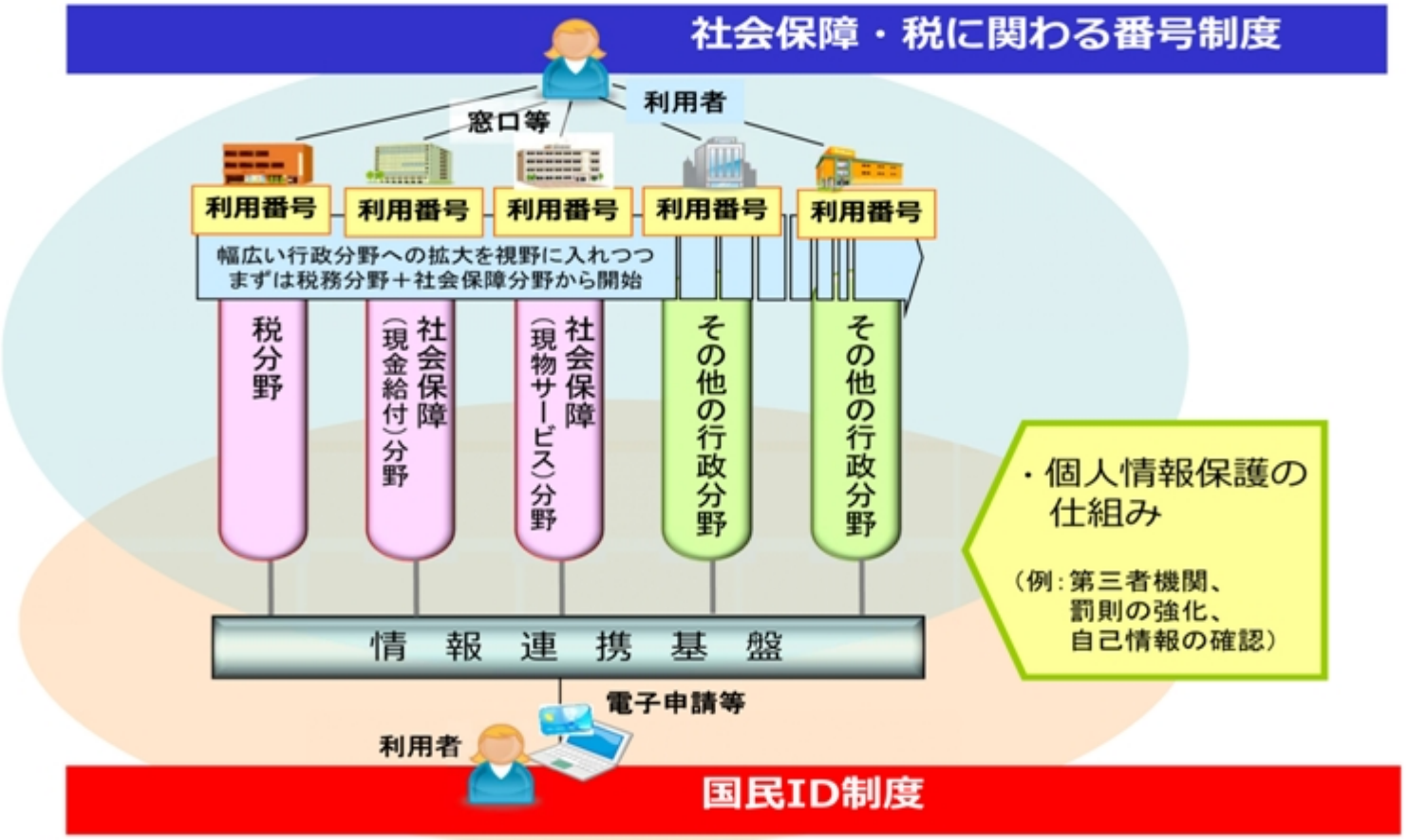

出典：内閣官房社会保障改革担当室とIT担当室の共同作成資料より

4．IDに対する取組み

番号制度における情報連携の概要

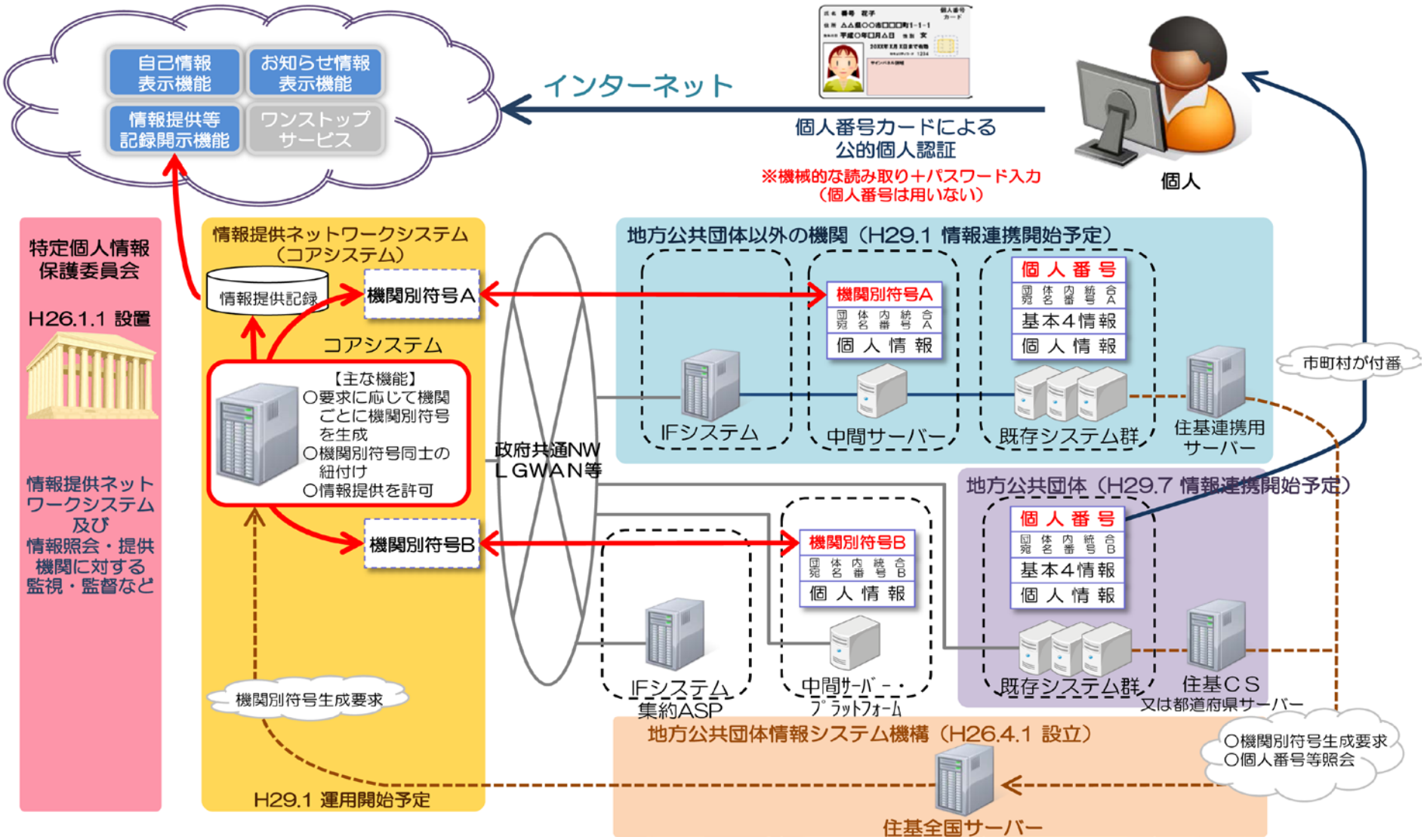

4．IDに対する取組み

資料１－２

企業コードの整備・活用に関する
基本構想（案）

～「国民 ID 制度推進方針に関する提言」に向けた報告～

電子行政に関するタスクフォース臨時構成員

手塚 悟

平成 24 年 5 月 15 日

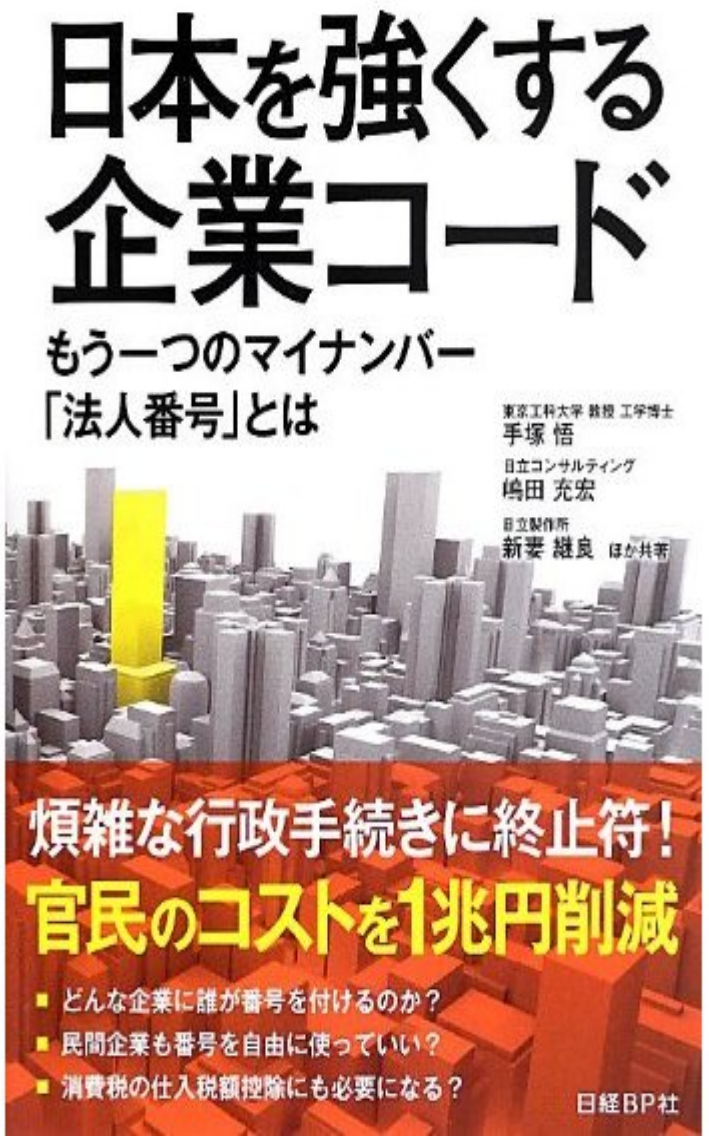

4．IDに対する取組み

●法人等の企業コードの現状

	名称	発行組織	主な利用業界	主な用途	コード体系	桁数	登録企業数(概数)
官	会社法人等番号(法人登記番号)	全国の法務局(法務省)	全産業	法人管理	登記所番号(4桁)－会社法人の種別(2桁)－会社法人番号(6桁) 数字のみ	12桁	約320万社
	全省庁統一資格・業者コード	全省庁(公共調達の業者識別)	全産業	日本国政府調達先企業識別	意味を持たせない番号(数字のみ)	10桁	非公開
	健康保険事業所記号	厚生労働省 地方支部局	健康保険事業者	事業者識別	保険者番号+事業者記号	可変	健保組合数約1500加盟事業所数は非公開
	厚生年金事業者番号	厚生労働省	厚生年金事業者	事業者識別	年金整理記号+事業者番号	可変	加入事業主数約164万社
	厚生年金基金事業者番号	企業年金連合会	厚生年金基金事	事業者識別	厚生年金基金番号+事業所番号	可変	加入事業主数約164万社
	雇用保険事業者番号	国 (公共職業安定所)	雇用保険事業者	事業者識別	事業所番号(4桁-6桁-1桁)	11桁	約100万
	労働保険番号	労働基準監督署	労働保険事業者	事業者識別	労働保険番号(12桁-3桁)	15桁	約100万
民	TDB企業コード	株式会社帝国データバンク	全産業	BtoB－EC、企業情報販売	意味を持たせない番号8桁＋CD(数字のみ)	9桁	登録対象約335万社 検索対象約179万社
	共通取引先コード	財団法人流通システム開発センター	メーカー ～卸	BtoB－EC	事業所コード(5桁)＋CD	6桁	累計約77,800件 有効約31,000件
	D-U-N-Sナンバー	ダンアンドブラッドストリート(ダンアンドブラッドストリートTS R株式会社)	全産業	BtoB－EC、企業情報販売	意味を持たせない番号8桁+ CDプリフィックス 2桁をつける場合あり(古い規格？)CDの後ろに4ケタ部署コードを付ける場合あり(ローカル運用？)	9桁	日本約330万件以上を含む、世界約1億3 ,200万件以上の企業
	JAN企業コード	GS1財団法人流通システム開発センター	消費財流通全般	商品識別、BtoB-EC	JAN企業コード(9桁)+商品アイテムコード (3桁)+CD JAN企業コード(7桁)+商品アイテムコード (5桁)+CD JAN企業コード(6桁)+商品アイテムコード (1桁)+CD	9桁 7桁 6桁	日本だけで約11万社
	標準企業コード	財団法人日本情報処理開発協会 社団法人電子情報技術産業協会 財団法人建設業振興基金 社団法人日本鉄鋼連盟 社団法人日本物流団体連合会社団法人日本ロジスティクスシステム協会	製造業、運送業、広告業、等	企業識別、事業所・部門識別、BtoB-EC	業界団体(2桁)+企業識別(4桁)+部門識別(6桁)	12桁	約23,600社
	銀行コード	S.W.I.F.T.(S ociety for Worldwide Interbank FinancialTelecommunications s.c.)	金融業	国際決済、資金移動	SWIFTコード(BI Cコード: ISO9362)金融機関コード(4文字)＋国名コード (2文字)＋所在地コード(2文字)＋支店コード(3文字)	可変	SWIFTコードは約7500機関 口座総数は約1000億口以上

CD ： チェックデジット

4．IDに対する取組み

●前提

既存の様々なコード体系の連携と、企業の属性情報の参照、という二つの側面からの整理が必要であり、企業コードを活用した情報連携を実現する際には適切な機能を組み込んでおかなければならない。

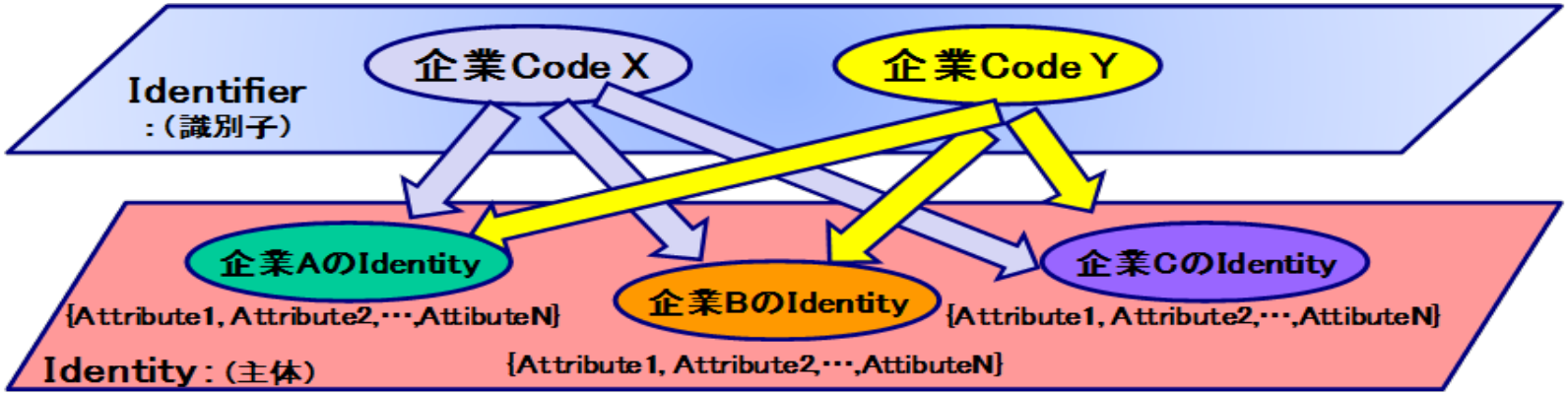

・企業AのIdentity＝{Attribute1, Attribute2,Attribute3,Attirbute4,…,AttributeN−1,AttibuteN}

基本領域（商号，所在地，等）　非競争領域（電話番号，URL，等）　競争領域（従業員数，信用情報，等）

・企業Code Xの指すAttribute＝{商号，所在地，電話番号，URL}

・企業Code Yの指すAttribute＝{商号，所在地，従業員数，信用情報 }

4．IDに対する取組み

●企業コードのToBe像

各機関が保有する情報を法人レベルでは法人番号、事業所レベルでは事業所番号（仮称）で相互に参照できるようにすることで業務の精度の向上が期待される。しかし、制度で把握する事業所の単位が異なるものが多いため、事業所に関しては対象とする手続分野内で既存の事業所番号を統一し、その統一的な分野別事業所番号（仮称）をもって企業情報を管理することを目指す。

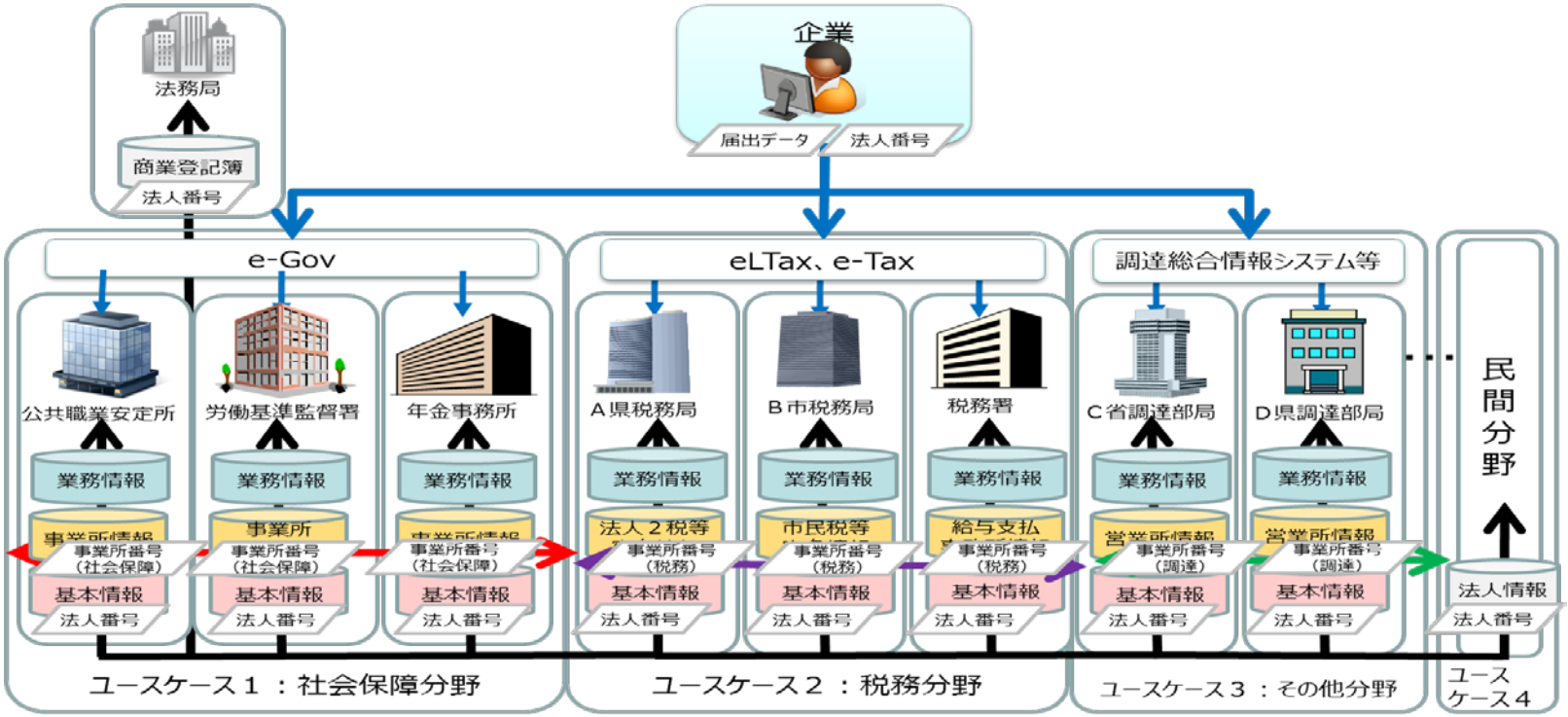

4．IDに対する取組み

●企業コードとは

企業コードは、マイナンバー法案(※)に基づき国税庁により付番される法人番号と、分野内で統一的に用いられる分野別事業所番号（仮称）の２つで構成されるものと考える。法人番号は国税庁が付番し、分野別事業所番号（仮称）はその分野を管理する機関が付番することが望ましい。このコード体系において、ある利用分野の分野別事業所番号（仮称）を、他利用分野で活用することも考慮する。

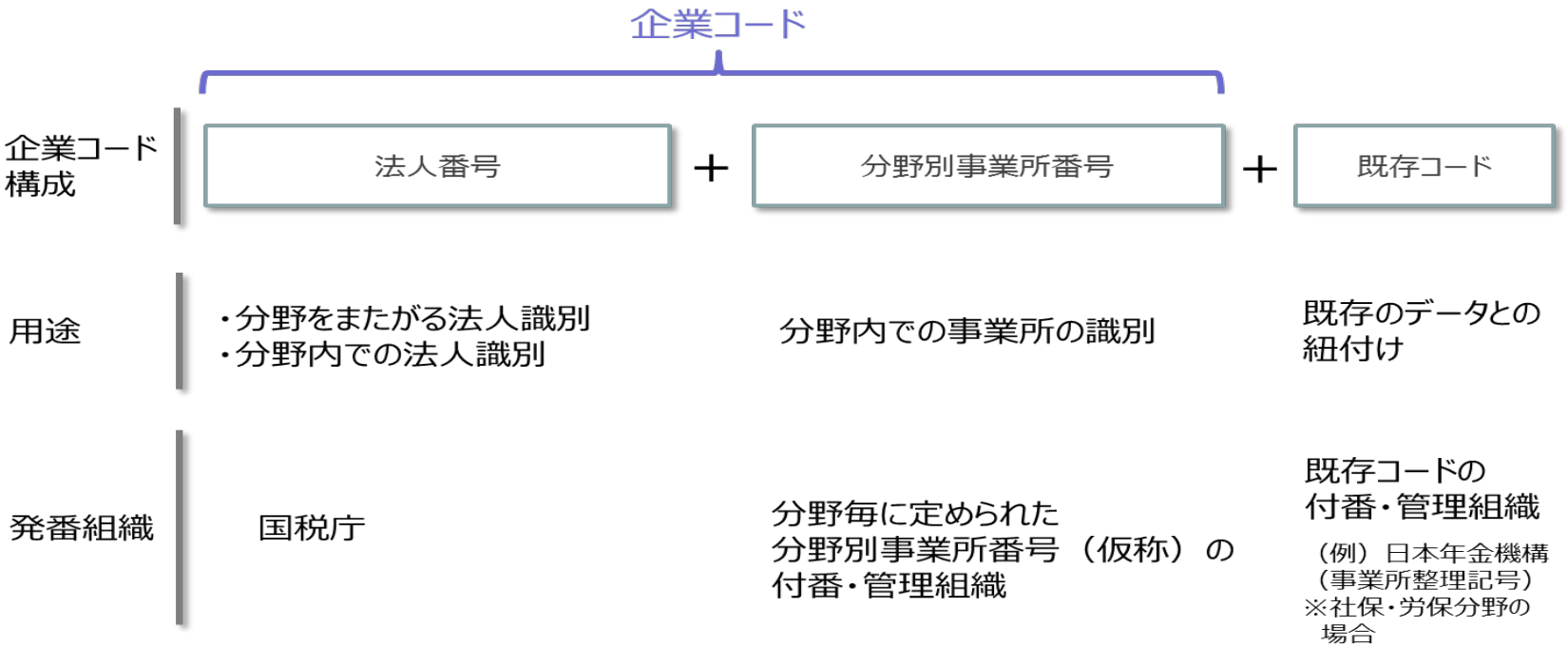

4．IDに対する取組み

これらは、マイナンバー法案でいうところの「付番」「情報連携」「本人確認」に相当する。大きな違いは、「情報連携」において、法人番号は自由な流通が可能なことから、マイナンバーにおける個人情報保護対策に相当するような対策は不要なことである。なお、企業コードでは法人（本店）に加え、事業所という下位層を含めて検討する必要がある。

	個人	法人	事業所
付番	マイナンバー	法人番号	分野別事業所番号（仮称）
情報連携	情報提供ネットワークシステム	原則公表、民間での自由な利用も可	原則公表、民間での自由な利用も可
本人・企業確認	個人番号カード、 公的個人認証サービス等	国税庁のホームページを確認 商業登記に基づく電子認証制度等	付番機関に確認等

【凡例】 マイナンバー法案で規定するもの　企業コードで検討するもの